

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-08<br>キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題,<br>在京米国大使館<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>                        |

(1) 補償要求内題に因り琉球政府立法院決議（昭和45年8月31日）

総番号(TA) 43052  
70年9月1日 18時30分 津 録  
70年9月1日 22時48分 津 録

外務大臣 高橋 大使 臨時代理大使 総領事 代理

立法院の施政権返かん措置

第311号 平

31日の立法院本会議において可決された施政権返かんに関する要請決議要旨次の通り。

りゅうきゅう政府立法院はけん民の意思を達成するため、当面次の諸事項についてその実施のための措置を強く要請する。

右決議する。

1. 日米両国政府に対する要求事項

- (1) どのガス兵器、B52戦略爆撃機及び一切の核兵器を即時完全に撤去すること。
- (2) 爆音及び油しおせん防止ならびにその公害に対する補償を即時実施すること。
- (3) 米國支出金及び米國管理資産(りゅうきゅう電力公社、りゅうきゅう水道公社、りゅうきゅう開発金融公社等)を無償譲渡すること。
- (4) 国有地の管理移管及びけん有地の移譲を早急に実現

すること。

(5) 軍雇用員に対する間接雇用制度の実施と待遇改善を図ること。

(6) けん民の要求する軍用地の開放及びその返かんに際し、形質の変更された土地については、早急に復元し、または補償をすること。

(7) 軍用地先のひがた管理権をりゅうきゅう政府に移管し、国土保全の十全を期すること。

(8) 外国人に対する所得税、法人税及び自動車税の布令を速やかに廃止し、民法を全面的に適用すること。

(9) 本土、おきなわ間の渡航の制限を即時撤廃すること

(10) 政府道及び市ちよう村道による<sup>空地</sup>かい地の補償を早急に実施すること。

(11) 講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故及び財産に対する損失を補償すること。

(12) おきなわけん民に対する米合衆国軍人等による犯罪のそら査権及び裁判の管轄権をりゅうきゅう政府へ移管すること。

(13) 返かん時におけるドルと円の交換比率は1ドル対360円をけん持すること。

2. 國が復帰前に措置すべき事項。

(1) 第2次大戦の取用された土地の旧地主への返かん

及び適正な補償をすること。

(2) 戦時中國家總動員法の発動により犯されたけん民の生命、身体、財産及び権利を補償すること。

(3) おきなわの総合開発を推進するために特別措置法を制定すること。

(4) 島りん漁業及び中小企業近代化を促進し、所得の向上を図るため各種事業団、公園、金融機関等を早急に設置すること。

(5) さとう及びパインアップルかんずめの特恵措置の継続とこれら主要農産物に対する農業さい管補償法を早期に適用すること。

(6) 食みつとうの保護育成措置を講ずること。

(7) 南西諸島物資の指定制限を早急に撤廃すること。

(8) 社会保障制度の本土なみ実施及び社会ふくし事業にともなう経費を全額國こが負担すること。

(9) おきなわ本島中央じゆうかん道路の新設、具島の主要幹線道路の國道認定、ナハ空港の國際空港指定とその整備、拡じゆう、本土とおきなわ間の國鉄かい通船の就航、テレビマイクロ回線(上り線)及び本島、先島間のテレビ伝送回線の設置等陸海空交通及び通信の近代化ネットワークの整備を図ること。

(10) りゆうきゆう政府の復歸準備のための財政強化をはかるため次の措置を講ずること。(イ) 國政相当経費の

全額國こ支出、(ロ) けん政相当費の地方交付額方式に準ずる國こ支出、(ハ) 施政権の分離によつていちじるしく立ち遅れた社会、経済、教育、文化の各面の格差を正すための財政特別措置法の制定。

3. 國が復歸の際措置すべき事項

(1) 高等裁判所支部を設置すること。

(2) 教育かんきょうの本土なみ整備とりゆうきゆう大学を國立大学へ移行し、い学部を設置すること。

(3) 國費しよう学制度については、復歸後も一定期間継続するための措置を講ずること。

(4) りゆうきゆう政府公務員の取り扱い及び身分引継ぎについては、復歸時に國亂なく國けん政機構へスムーズに移行できる措置を講ずること。

(5) おきなわの特殊性を考慮して貿易、税制、食管制、道路交通制度、外國為替管理制度の特例等について暫定措置を講ずること。

(7)